

「岐阜県主要農作物種子条例（案）」に対するご意見の内容とご意見に対する考え方

- ・意見者数： 5名
- ・意見件数： 17件

	条項	ご意見の要旨	ご意見に対する考え方
1	前文	<p>・条例を制定するにあたっての背景が不十分であり、第1条（目的）と矛盾している。「食料自給率の低下」は結果であり、「グローバル化」とともに、国レベルの案件よりも、もっと生産性に直接結びつく事案を記載すべき。</p> <p>・主要農作物の安定供給や本県農業の持続的発展のため、「地域に根差した主要農作物を保存し、継承していくことが不可欠」、「地域の財産である主要農作物の種子を守り、次代へ引き継いでいくための施策を推進する」とあるが、第1条（目的）には、「優良な種子の生産及び普及を促進し、もって本県の主要農作物の生産性の向上及び品質の確保に寄与することを目的とする。」とあり、一致させるべき。今回の条例の目的は、種子の安定供給であるので、その観点を明確にすべき。</p> <p>・「作り」ではなく「創り」と修正すべき。</p>	<p>・いただいたご意見は、現下の農業が抱える課題を広くとらえたものと解釈いたしますが、今回の条例制定への問題意識としては、農業全般の課題解決ではなく、地域に根付いた主要農作物衰退への不安・懸念であることから、前文では、条例制定に至る背景や問題意識を記載するとともに、条例の目的を第1条に記載しているところです。したがって、前文と第1条の目的は必ずしも一致しなければならないものではないと考えております。</p> <p>また、ご指摘の「作り」の語句の修正につきましては、使用する漢字により、意味が若干異なってくることから、「つくり」とひらがなでの表記に修正いたします。</p>
2	第1条～第3条	<p>・「優良な種子の生産及び普及」とあるが、これは廃止された種子法にのったものであり、時代の変化、国レベルと県レベルとの違いなどを考えると必要な品種の種子を県内生産だけで賄おうとする論理、表現は時代錯誤である。</p>	<p>・今回の条例の目的は、地域に根付いた主要農作物の種子を守り、継承していくというところに置いております。この目的のもと、優良な種子の生産及び普及に係る基本的な事項を条例で規定しようとしているのであり、必ずしも必要な品種のすべてを県内生産だけで賄う事を規定しているものではありません。</p>

3	第2条	<p>・条例制定の目的、そのための推進内容について述べるべきであり、環境や消費者の嗜好への配慮、関係団体との連携といった内容は、基本理念とは異なる。</p> <p>・種子の安定供給（生産及び普及）の目的は、主要農作物の安定生産とそれによる水田農業の持続的発展のためにある。</p> <p>・種子の安定供給を行うための前提を明確にするため、県をはじめ関係団体の総意をもって必要な需給状況を把握し、情報共有する必要がある。</p> <p>・種子の安定供給を行うための実行措置を図るために、県が直接種子生産を行う必要があるため、その方法として奨励品種の決定、種子生産計画の策定が必要となる。</p> <p>ことについて記載すべき。</p>	<p>・いただいたご意見は、基本理念において、具体的な推進内容を規定してはどうかというご提案をいただいたものと解釈しますが、基本理念は、この条例を運用するにあたっての姿勢・考え方を示すものであると考えていることから、案のとおり規定しております。</p>
4	第3条	<p>・農業者団体等との連携を第2項として記載する必要はない。</p>	<p>・第3条は、県に対する責務を示したものですが、1項では施策推進のために必要な体制の整備を図ることを規定し、2項では関係団体との連携について規定しており、それぞれ性格が異なるため、別の項目として規定をしております。</p>
5	第3条	<p>・県が施策を推進するための条例であっても、「県民協働」が不可欠である。種子生産者等にも重要性を認識していただき、それを踏まえた取り組みや活動という役割を明記すべき。</p>	<p>・本条例は、いただいたご意見のとおり、県が施策を推進するための条例です。第2条「基本理念」において、施策推進にあたっては、県民の理解、関係者との連携及び相互理解の下に進める旨記載しておりますので、具体的に役割を定める必要はないと考えております。</p>
6	第4条 2項	<p>・現地実証にて有望な品種について、需要見通しがあるものについては、奨励品種決定調査と同時進行で原原種子の増産等が可能となるような体制にしていきたい。</p>	<p>・いただいたご意見は、条例を運用していくうえで要綱等において規定を検討すべき内容であることから、今後の施策の参考とするため、関係部局に情報提供させていただきます。</p>

7	第4条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2条（基本理念）の修正を受けて、修正すべき。</li> <li>・第2項中「試験」は、試験研究機関がおこなうものと同列とみなされるため、試験研究機関が行う奨励品種決定調査や農業者団体等が行う事前調査や聞き取り調査等をすべて包含するということで修正すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3番のご意見に対する回答と同じ。</li> <li>・奨励品種の決定においては、ご指摘のとおり、試験以外の調査なども行われることから、ご意見を踏まえて「試験」を「試験等」に修正いたします。</li> </ul>
8	第5条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「(生産計画)」の表題が不十分であり、「(生産計画の策定)」と修正すべき。</li> <li>・生産計画は、需給計画に基づいて策定されるべきものであるため、需給計画についても追記し規定すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本条項は、生産計画の策定のみならず、生産計画の内容及び変更まで規定しているため「生産計画」としたものです。</li> <li>・ご意見のとおり、生産計画は、需給計画に基づいて策定されるべきものですが、本条例は、種子生産の施策を推進するにあたっての基本的事項に限定して定めるものであり、需給計画等については、条例を運用していくうえで、要綱等において規定を検討すべき内容であることから、本条例で規定する必要はないと考えます。なお、いただいたご意見は、今後の政策立案の参考となるよう、関係部局に情報提供させていただきます。</li> </ul>
9	第6条 2項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間での種子生産が拡大すると、米の品質の均一化を脅かすことで、県産米の評価を落としかねない。県が認めたものに配布するために、一定要件（ほ場審査員による2回以上の巡回、交配を防ぐために同一品種で一定規模の作付を行う者等）の具体的な要件を設けるべきと考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いただいたご意見は、条例を運用していくうえで、要綱等において規定を検討すべき内容であることから、今後の政策立案の参考となるよう、関係部局に情報提供させていただきます。</li> </ul>
10	第6条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表題「原原種及び原種の生産等」を「原原種及び原種の生産」と明確化し、第1項を簡略化。原種生産を種子生産者に担っていただく場合を追記。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県が原原種及び原種の生産を行うためには、ほ場の設置も必要であることから、「生産等」と表記したものです。また、本条例においては、原原種及び原種の生産は県が行うこととしており、種子生産者にすべてを担っていただくことは想定しておりません。</li> </ul>
11	第7条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表題「一般種子生産ほ場の設置」を「一般種子の生産」と修正し、条文を前条にあわせて修正。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10番のご意見に対する回答と同じ。</li> </ul>

1 2	第 8 条	<p>・県が生産する原原種や原種の審査も県が行うとなると案の記載では、不十分である。別の機関の審査員が行うべきであり、農産物検査を民間検査に移行していることを踏まえると、県が認定した審査員による審査という柔軟な運用にすべき。</p>	<p>・本条項は、県は、原原種ほ、原種ほ及び一般種子生産ほ場並びに生産された種子のほ場審査及び生産物審査を行わなければならない旨を規定しているものです。</p> <p>いただいたご意見は、具体的な審査の方法に関するものであると解釈いたしますが、条例を運用していくうえで、要綱等において規定を検討すべきものであることから、今後の政策立案の参考となるよう、関係部局に情報提供させていただきます。</p>
1 3	第 9 条	<p>・この条項は、ほ場審査並びに生産物審査を前提とする規定であり、対象は一般種子だけでなく、原原種、原種を含めたすべての種子に修正すべき。</p>	<p>・この条項は、あくまでも、生産計画に基づき一般種子の生産を行う者に対して、勧告、助言及び指導を行うことを規定するものです。</p> <p>なお、ご指摘の原原種、原種は県が生産するものと規定しております。</p> <p>したがって、県が県に対し、勧告、助言及び指導を行うことは想定しておりません。</p>
1 4	第 1 1 条	<p>・経営の下支えが可能となる採種ほ場への定額面積払い等の助成金について、検討いただきたい。また、異品種混入防止に向けた専用のコンバイン・乾燥機等の導入に対して助成金の措置について検討いただきたい。</p>	<p>・いただいたご意見は、施策推進のため、毎年度の予算編成の中で検討されるべき内容であることから、今後の政策立案の参考となるよう、関係部局に情報提供させていただきます。</p>
1 5	全体	<p>・種子法撤廃で、民間企業に種子を握られてしまう事に強い不安感を抱いている。県として 岐阜県に合った種子を守り、改良していく道を確保する為に この条例策定は大変重要だと考える。種苗法にも 岐阜県固有の伝統野菜の種子を守る為、この地に合った作物にする為に自家採種する意欲ある農家の努力を守る為、毎年高くなる野菜の種子と F1 化から農家を守り、就農者に金銭的負担がこれ以上降りかからないよう、是非にも条例策定を希望する。</p>	<p>・いただいたご意見は、今後の施策立案の参考となるよう、県関係部局に情報提供させていただきます。</p>

16	全体	<p>・この素晴らしい「岐阜県主要農作物種子条例案」が岐阜県議会に上程されようとしていることは、現在と未来の岐阜県民の「食の安全を守る」素晴らしい快挙だと高く評価したい。</p> <p>種子が食生活に大きな影響を与えているということを多くの人は認識していない。</p>	<p>・ご指摘のとおり、主要農作物における種子生産の必要性はあまり理解されていないととらえており、本条例では、その必要性についての県民の理解を促進する条項も設けております。</p> <p>・その他、いただいたご意見は、今後の施策立案の参考となるよう、県関係部局に情報提供させていただきます。</p>
17	全体	<p>・種の保護・自家採種の権利と保護・新種登録の種の保護・原種保護・生産・審査の保護・主要農作物以外の、野菜や豆・雑穀の種子の保護・農家、一般家庭を問わず、種子の保管の権利保障・自家交配・採種の権利と保護・地域の多様な品種を守り、地域の豊かな食文化を支え守ること・遺伝子組み換え種子は農薬とセット販売となる近い将来、少しでも県内に入れない方法・ゲノムや遺伝子組み換え食品の分別・不分別を含めた表示義務規定をつくる。種子の生産地、名前を表示義務。・農地と水源を守ること。</p>	<p>・本条例は主要農作物の種子の生産と普及に係る施策を推進する目的で制定するものです。また、本条例でいう主要農作物とは、米・麦・大豆としておりますが、これらは廃止された法で対象とされていたものであり、数多くある農作物のうち主食として食生活を支えるものであることから限定しているものです。</p> <p>・これらの主要農作物に関して、本条例では、県が進めるべき種子生産の基本的事項についてのみ定めており、いただいたご意見は、具体的な施策に関するもの、もしくは、農業全般に関わるものですので、今後の施策立案の参考となるよう、県担当部局に情報提供させていただきます。</p>